

能の「習事」と番組上の小字注記：「小書」という語の意味するところ

YAMANAKA, Reiko / 山中, 玲子

(出版者 / Publisher)

The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University /
法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

135

(終了ページ / End Page)

160

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012834>

能の「習事」と番組上の小字注記

—「小書」という語の意味するところ—

山中 玲子

はじめに

本稿の表題に示した「小書」の意味とは、たとえば〈海人〉の「解脱之伝」は後シテが龍女ではなく菩薩の姿になるところからの命名である」というような、小書名の由来のことではなく、「小書」という言葉で指し示す内容や範囲、という意味である。現代の能楽に関して使われる「小書」の意味を調べてみると、「能・狂言で、普通の演奏法とは異なる特殊な演奏法をいう」（『能狂言事典』）、「常時演じられる基本的で規範的な演技・演出に変更を加えた、特別な演技・演出のこと」（『能楽大事典』）等の定義が出てくる。『能楽大事典』にはさらに詳しい説明があり、「番組の曲名の左わきに、曲名より小さい文字で添記することからの名称」であること、「常」とは違う「替」の演出のうち「とくに名称を付けて登録し制定したものを小書と称する」こと、「シテ方各流では名寄や謡本の前付に公認の小書を記載している」こと、「発生・成立は家元制度が確立し各曲の演出が統一・固定化した江戸時代以後」であること、「概して常の演奏よりも重く扱われ」ること等々が記述されている。この「小書」という用語がいつ頃から

一般に広まったのか、「小書」の呼称と池内信嘉」と題する短い考察を『鏡仙』649号(二〇一五年七月。以下「前稿」と略称)に書かせていただいた。前稿で述べたのは、①元章は「小書」という名称は使わない、②元章以外でも江戸時代の伝書類では習事を「小書」と呼ぶ例を見いだせない、③明治になってからの用例も初めは「小さく書く」という意味が強い、④現在のような用法での「小書」という名称を広めたのは池内信嘉なのではないか、の四点である。紙幅の都合や準備の時間不足のため、アウトラインを示しただけで終わってしまったうえ、その後の調査で資料が見つかり前稿に訂正を加えたいところなどもあるので、ここでもう一度問題点を整理し、資料も示しながら、もう少し詳しく検討してみたいと思う。前稿と結論が変わるわけではなく、記述も一部重複することになるが、お許し願いたい。

なお、以下では、現代用いられる「普通の奏演法とは異なる特殊な奏演法」としての「小書」と区別するため、番組等に小文字で記す注記する行為やその結果の小字注記を「小書き」と表記し、併せて「小書きする」という動詞も頻用することになる。

一 能番組の演出注記

『能楽大事典』は「小書」の由来について「番組の曲名の左わきに、曲名より小さい文字で添記することからの名称」と説いていた。たしかに、江戸期の能番組の多くに「曲名より小さい文字」で「白頭」「懺法」等のいわゆる「小書」が書き添えられているのを見ることができ、さらに時代をさかのぼって、能番組の様式がまだ整っていない下間少進の『能之留帳』(能楽研究所蔵。以下『留帳』)にも、限定的ではあるが替演出の注記は見いだすことができる。我々が(少なくとも稿者が)「小書」という呼称を江戸時代以来の歴史のあるものだと思ってしまうとせば

ん大きな理由は、江戸時代の伝書に登場する習事名と「小書」の名称が一致するということだが、もう一つ、江戸時代以前の能番組においても曲名のそばに習事の名前が注記してある例を多く見いだすことができるという点も大きい。現代の番組で各流公認の替演出である「小書」の名を番組に小書きするのとよく似た書式が古くからあり、そこには伝書や書上類に見いだされる習事の名前が書き込まれているため、ほぼ自動的に「留帳」は「乱」や「段之序」の小書が番組に記録される非常に早い例である」というような捉え方をしてしまっていた。だが、詳しく見てみると、「留帳」の演出注記はもちろんのこと、江戸城での正式な演能記録である『触流し御能組』においても、替演出をすべて小書きするわけではなく、また、小書きされるのは替演出だけでもないようだ。以下ではまず、「小書」のいちばん古い例と言われる『留帳』の記述を検討し、続いて、『触流し御能組』をはじめとする江戸時代の能組に見える小字注記についても簡単に触れたいと思う。

【「能之留帳」の演出注記】

『留帳』は能楽資料集成6『下間少進集Ⅲ』（片桐登校訂）に翻刻され、鴻山文庫蔵「草稿本」との校異も示されているが、現在は能楽研究所ウェブサイト上の能楽資料デジタルアーカイブで原本の画像データを簡単に見ることができる。すでに非常によく知られている資料ではあるが、〈猩々〉の「乱」と〈井筒〉の「段之序」を例に、原本の演出注記をあらためて確認してみたい。

『留帳』天正一六年五月八日の分には「猩々 乱れ 同（法印のこと…引用者）」との記録があり、特殊演出の最も早い時期の注記として知られている。¹⁾ 同書には他にも〈猩々〉に「乱れ」の注記を付した例が多くあるが、いずれも「乱れ」の文字は曲名の真下にあり、文字の大きさも曲名よりは多少小さいという程度で、演者名、上演場所等、他のさまざまな記録と同じ扱いである。実は、鴻山文庫蔵の草稿本では、いかにも注記らしく小字で「ミたれ」と曲名

の下に書き添えられているのだが、清書にするとときに文字を大きくしていること自体が、いわゆる「小書き」のルールがまだ成立していないことを伺わせよう。また、文禄三年二月二日には「式人乱れ／壺出る同ヒシヤク」と注記した例も見える。草稿本では「二人ミたれ／壺出ル」との注記だが、清書本の段階で「柄杓も出た」とさらに詳しい注記となっている。これらの注記は、現代の「置壺」や「双ノ舞」のような替演出の「呼称」（ある意味では暗号のようなもの）ではなく、一回ごとの具体的な演出内容を書き留めたものにすぎない。

もうひとつ、〈狸々〉に関しては、文禄五年の三月二六日と六月一九日の記録に「非乱」「乱ナシ」という注記があることも興味深い。三月は渋谷大夫(与吉郎)が、六月の方は春日三郎四郎がシテと記録されているが、「乱ナシ」「非乱」どちらも草稿本には無く、清書本で書き加えられた注記である。「留帳」には子供が〈狸々〉を舞った記録も多いが、少なくとも少進の周辺では子供は「乱」を舞わないようなので、子供の〈狸々〉には何も注記はない。だが渋谷大夫(与吉郎)や春日三郎四郎が舞ったときは、大人だけと今回は「乱れ」ではなかったということを、後で紛れぬよう、わざわざ記したということなのだろう。それは、慶長元年二月三日の〈道成寺〉に「小鼓／弥石打損ス」とあるのとあまり変わらぬ、「特記事項」の記録である。ということは同様に、「乱れ」という注記の方も、決まった替演出や習事を恭しく番組に書き込む書式が成立していたというわけではなく、〈狸々〉には「乱れ」の場合もそうでない場合もあるけれど今回は「乱れ」だったとのメモ程度に理解すべきなのだろう。演じては消えていく舞台芸能に携わる者として、何か目にとまることや変わった演出などがあれば書き留めておく習慣はあったということである。このように文字で書いてしまえば当たり前のことのようだが、稿者自身も含め、従来の小書演出研究では「小書」と呼ばれる特殊演出の内容やその変遷を吟味することに重点があり、小書きをする習慣自体について深く考えることが少なかったように思われるので、ここで確認しておきたい。

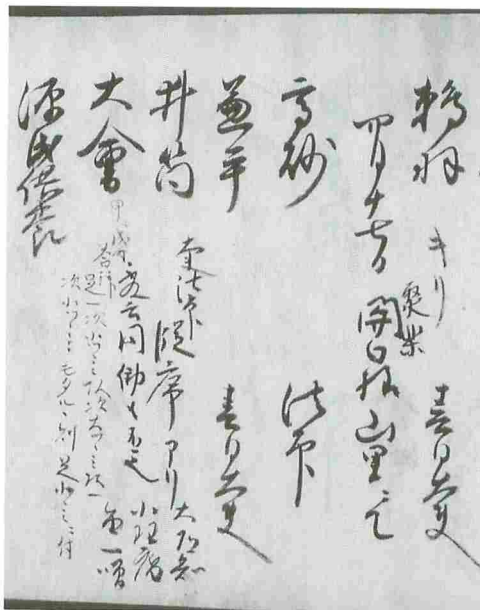


図2

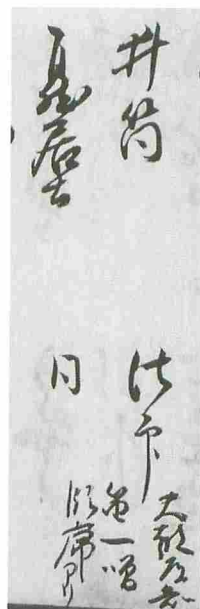


図1

同様のことは「井筒」「段之序」にも言える。文禄元年四月一五日(図1)と翌二年四月一七日(図2)の番組の一部を参考に掲げる。文禄元年の場合、『下間少進集Ⅲ』の翻刻では現代の小書表記と同じように曲名の下に小さく「段序アリ」と注記する形になっており、現代の小書の嚆矢となる例がすでに少進の時代にあるのだと理解していたが、あらためて原本をよく見ると、実際は他の注記と同様、「法印」の名の下のスペースに大鼓方の道知の名と笛方の一噌の名を記し、さらにその横に「段序アリ」と注記する形である。

翌年の番組では、「井筒」の下に、曲名とほぼ同じ最も大きな文字で「段序アリ」と書き留め、まるでそこへの注記のように「大夫法印」と小さめの文字で書き添えてある。「段序アリ」は現行のような「小書」の少し古い形というよりも、左側に書き並べられた「不及云同働も有之」や下部に書き込まれた大小鼓と笛の役者名と合わせて、この時の演出に関する心覚えと見るべきだろう。さらに、「大会」の下に記されて

いる細字の注記も「段序」の演じ方と見え、笛が甲の譜を吹くときに答⁽³⁾拜をし、大小鼓のカシラや「モタル、」手に合わせて足使いをするという演出が記録されている。そしてこの注記は『叢伝抄』に見える次の記事の傍線部とも一致しているのである。

一、段序事。井幹本也。口伝。働、勿論アリ。「移舞」と云時、大鼓頭。ウケテ小鼓ハシリ。其ヨリ、謡のうち、序。笛、中音ノカ、リ吹出ス。大夫踏留ル時、甲ヲ吹。大鼓頭ヲ請テ足拍子アリ。其足ヲ請テ小鼓頭。次二大ツヰミ頭。其次二小鼓モタル、。則小ツヰミニ足ヲ付也。大事也。関白様山里ニテ道知鼓ツカマツリ、態々令相伝⁽⁴⁾畢。

少進自筆本のみにある後年追補記事とされている(『下間少進集Ⅲ』解説)ものだが、大鼓が大藏道知であつた点や演能の場所が「関白様山里」であつた点からも、文禄元年四月の当該番組と同じ時のことを記録しているものと推測される。波線部によれば、関白秀次の命令で「段序」が演じられたことも判る。草稿本でシテが「法印」ではなく「上」となっているのも、このあたりの事情が反映して混乱が生じているのかもしれない。二重傍線を引いた「小鼓モタル、。則小ツヰミニ足ヲ付也」の部分は、『留帳』の翻刻では「小ツヰミモタル、刻、足小ツヰミニ付」となっているが、「モタル、キザミ」という手組の名もないので、『叢伝抄』の読み方を採用すべきと思う。

なお、「不及云」という文言は、(井筒)にハタラクを入れる演出が当時大流行していて「段序」という特殊演出になつても、当然ながらハタラクは入れる」という意味ではなく、「段序」を演奏し舞うときは、もちろんハタラクも入るといふ意味だろう。文禄四年四月二日の記録に「井筒 働アリ」として大小鼓の名を注記している例があることから、働の入る(井筒)が特記事項だつたことがうかがわれる。つまり「段序」の習事を演じれば、同時に働きの入る演出になるので、その両方の記録がされているということだが、すでに、僅かな差ではあつても「段序」の方が

主となる変更であり、「働き」の方はそれに追隨する変更であるとの認識が伺える点が面白い。

もう一つ興味深いのは、文禄元年の方の〈井筒〉について『元龜慶長能見聞』（能楽資料集成『細川五部伝書』）に記事あり、そこで

…笛、備中屋一噌。平調ガヘリ吹。「月ヤアラヌ」云テカケル。

と言っている点である。『能楽全書』の説明によれば、現行の「段之序」は喜多流と金剛流とにあり、「なつかしや・むかし男に・うつり舞・雪をめぐらす・花の袖」と五つに切つて、そこへ一つ宛序を配つて舞になる…ということだが、少進が書き留めている「段序」のポイントには謡を区切つて序を踏むという内容はない。むしろ『叢伝抄』の二重傍線部「小鼓モタル、。則小ツヰミニ足ヲ付也」は、「平調返」の序が終わり舞へと繋がる部分で笛の干に掛かる譜に合わせて小鼓がチチと寄せる手を打ち、シテがそれに引きつけるように足拍子を踏む、という「干之掛」の演技を示しているように読み取れる。古くから笛の伝書に見える「平調ガヘリ」の譜（およびそこから次に繋がる部分）に大小鼓の手やシテの足遣いが加わつて、現行の「小書」演出としての「平調返」が整えられていくわけだが、〈井筒〉の場合は曲舞の後奏舞ではない等の他の条件も合わさり、少なくとも少進周辺では「段序」と呼ばれる習事になつていたのではないかと思われる。

この他にも『留帳』には多様な注記がされるが、演出に関わるものはそれほど多くない。一般的に『留帳』に見える演出注記は、あくまでも演じる側の意識を反映したものと見える。曲目とそれを演じたシテ、他に重要な役があればその役者、また、打ち損じや装束下賜などのエピソード等々の記録と同様に、「乱れ」「非乱」や「段序アリ」「働きあり」等、はっきりりと演出が変わる場合はそのことも記録された。「みだれ俄二御所望」（慶長一九年八月廿日）のような記述ほどはつきりしていなくても、演出関係注記はみな、これも一種のエピソードの記録だったのであろう。

【江戸時代の能番組に見える小書き注記】

『留帳』の注記のような心覚え的な書き込みとは違い、江戸時代の能番組には次第に書式が整ってくる。特に享保年間以降の『触流し御能組』には現在の番組に書かれるのと同じ「小書」の名称も多く登場する。だが、江戸時代の能番組に小書きされる情報には様々な種類があり、現代のように、小字で注記されるものが習事や替演出の名称に限られているわけではなかったようだ。ただしこれは、『留帳』に多種多様な心覚えが雑多に書き込まれているのとは違い、習事や替演出の名称以外にも一定のルールに従って小書きされるべきものがあつた、という意味である。たとえば、『古之御能組』『寛永雜記』等、江戸初期の番組では演目の最後となる「祝言」は「祝言」とだけあつて曲目を書かないことが多い。曲目の代わりに「祝言」の文字を他の曲名と同じ大きさに記しているのだが、時代が降ると大字の「祝言」の左下に小字で曲目を注記する形が増え、『触流し御能組』でもこのスタイルで記録している。祝言能の場合、曲名が小書きの注記となるのである。書式だけではなく、「小書」の範囲も、現代と江戸時代では違っている。現在では、シテ方五流の替演出だけでなく脇方・狂言方に属する習や「猿掣」「御田」等の替間も、すべて「小書」と称し、『能楽全書』総合新訂版。昭和18年の旧版も同じ、番組では、「前後之替」も「船中之語」も「早装束」も並べて曲名の左脇に小字で注記する。だが、国文学研究資料館の「演能データベース」で概観してみると、現在我々が「間狂言に関わる小書」として扱っている替間などは「小書」とは別の扱いだったのではないかと思われる。

演能データベースで「小書」を検索すると、ヒットするのは狂言が早く、それは替間の記録である。ただし書式は現代の「小書」のようではなく、「間 猿掣 権之丞」の如く、普通の狂言の曲目と同じように書かれ、小書きはされない。そのことはもちろんデータベースでも「小書は間の注記による」と指摘されているのだが、特に小書きされていないなくても、また書き添えられる位置も通常の「小書」の位置とは違っても「小書」として扱っていること自体、

我々がいかに「習の替演出」小書」という考え方に染まっているかの証拠でもあろう。ともあれ、「那須与一」「御田」「猿掣」等の替間は、早く慶長・寛永の頃から多くの番組に記される。この三つほど頻繁ではないが、〈白鬚〉の「道者」、〈養老〉の「薬水」、〈大社〉の「御子神主」等も江戸時代の初期から記録されている。替演出の番組表記という観点からは、シテ方に関わる「小書」よりも替間の記録の方が圧倒的に早いのである。舞事の段数が増減したり、笛が途中から盤渉調に上がったたりする変化よりも、中人部分で常とはまったく異なる間狂言が演じられる方が目立つのは当然だし、また替間の場合は出勤する役者の数も増えるので、記録する意味や必要があったのだろう。

劇形式の替間よりは時代も降り、また記録される回数も少ないが、『触流し御能組』では、〈春日龍神〉「町積」や〈白楽天〉鶯蛙、〈藤戸〉先陣など、一人で登場するアイが常とは違う語りや演技を行う場合も、同じ書式で間狂言の役者の上にこれらの名称が書き込まれる。また、〈船弁慶〉「船中之語」、〈朝長〉「大崩」など脇方の習事の場合も、替間と同様、曲名の左下ではなく脇の役者名の上に注記される。ただしスペースの関係もあるのだろうが、こちらは小字の注記となっている。間狂言や脇に関する替をそれぞれのパートのところに書き込むのは、現在のように一曲全体の演出を左右する「小書」演出というよりも、それぞれのパートの「習事」としての意識が強かったということなのかもしれない。この点に関しては次項でも触れる。

一方、シテの演技に関する「小書」は、現在と同じく曲名の左側下に注記されるが、種類は意外に少なく、「白頭」や「盤渉」のように複数の曲目に使われる小書を曲ごとに一つと数えても、70に満たない。登場回数が多いものを並べると、「延年之舞」「笏之舞」「起請文」「懺法」「遊曲(之舞)」「見留」などがあるが、それぞれ8〜13回くらいの登場で、「那須与一」が50回を超え「御田」や「猿掣」も40回前後を数えるのに比べれば多いとはいえない。ちなみに『触流し御能組』に現在と同じ書式で現れる「小書」の初例は、元文五(1740)年九月二日の「江戸城日光門

跡饗応能」で、喜多七大夫が演じた(朝長の曲名左下部に「懺法」と小書きする。次いで寛延元(1748)年八月二日、「江戸城本丸奥慰能」で宝生の(天鼓)の曲名左下に「盤渉」の小書き注記が見える。この後すぐ観世元章の活躍する時代になり、寛政年間に各流の大夫が幕府に提出した書上には習事名のリストも並ぶようになって、番組に記される「小書」の種類も増えていくことになるが、しかしそれを役者の側で「小書」と呼ぶことは一般的ではなかったようだ。次項では、番組以外の資料に見える「小書」の用例や能役者の言説を検討する。

二 江戸時代の伝書に見える「小書」の用例

一 五世観世大夫元章は能演出の工夫を積極的に行ったが、「美奈保之伝」「青柳之舞」等元章自身の工夫による替演出も、「白頭」のような古くからの習事でも、元章本人がこれらを「小書」と呼んだ記録は見いだせない。元章からの伝授を高弟浅井織之丞が記した『習事伝授書留』(鴻山文庫蔵)は「小習之事」として「流八頭・彩色」等々現在の「小書」に相当する習事を列記するが、この「小習」は一曲全体が習である(道成寺)や(檜垣)等を「一番習」と呼ぶのに対しての呼称と思われ、小さく書くこととは関係がない。実際、同書でさまざまな習事の演じ方を記す際の見出しは、曲目も習事名も「松風見留之事」「熊野膝行之事」のように同じ大きさの文字で続けて書かれており、書式としても小書きされてはいない。同じく浅井家旧蔵の『かるの市』(鴻山文庫蔵)も、奥書に「此書ハ明和年中元章師新改正之時 御公儀様江書上候習事目録之写也 十番之習は此外也」と記している。面白いことに同書を入れてある茶封筒には江嶋伊兵衛氏の筆跡で「元章の明和年中、公儀へ書上／観世小書の伝」とメモされている。現代の我々がいつのまにか習事と「小書」を混同してしまったというわけではなく、江島氏にとっても(つまりかなり以前からの一般的なかつ正当な理解として)、この「習事目録」は「観世小書の伝」と理解されるものだったということである。

だがやはり、それは誤解であつて、元章は自らの考案した替演出を「小書」とは言わない。松岡心平編『観世元章の世界』（檜書店 二〇一四年）に山中自身が翻刻した『小書型付』（観世文庫所蔵。観世アーカイブC付68/19）は、元章考案の習事について具体的に説明した書の写しだが、原本には本来、外題・内題ともに無い。本文中にも「習トス」「伝トス」といった表現が出てくるのみで、「小書」という語は用いられない。にも関わらず、翻刻の際は観世アーカイブ上の仮題にそのまま従つてしまったことを、今は深く悔やんでいる。翻刻は前稿執筆以前のことと考え、至らなかつたが、「小書」という語は用いず『元章習事付』のような題にすべきだつた。

なお前稿では、江戸時代の伝書類においても能役者が替の習事のことを「小書」という名詞で呼んだ例は見当たらないと述べたが、その後、以下に掲げる二種の資料に計三つの用例が見つかつた。ただしそのことがすぐに、「替の習事を能役者が小書と呼んでいた」ということを意味するわけではなさそうである。以下、資料ごとに確認していきたい。

【金春家太鼓秘書】の用例】

前稿発表直後、八代市立博物館蔵『金春家太鼓秘書』（能楽研究所蔵の写真による）巻二に名詞の「小書」の例があることを、高橋葉子氏より御教示いただいた。同書は、文化〱天保にかけて実際に様々の習事を勤めたときの控えを集めており、巻頭の目録末には「天保四癸巳年改扣置 國義 行年六十二歳」とある。國義は大鼓金春家一五世。ご教示頂いたのは次の二例である。

●真之脇能之事

一、宝生流ニ相生ノ松之作物ヲ出事有。真ノ高砂トモ号

國義 一ツ橋様ニテ勤。能組之小書ニは作物有ト書。左

高砂 宝生大夫
ワキ 葛野九郎兵衛
作物有 観世権九郎
金春惣右衛門
一噌又六郎

一、中人後、太コノ内地クバリ少モカワラズ、常之通ニテ打出ヨリ出羽之内、位常ヨリ引立、神舞五段、位ス、ミハヤシ。外ニ勤方カワル事ナシ

●金剛流繪馬五段ノ舞之事

一、繪馬五段之舞ハ別ニ重、能組ニ舞五段ト小書有之時勤

たしかに両者とも名詞の用例で、能役者も「小書」という言葉を用いていたことが判る。と同時に、傍線部から見取れるごとく、この「小書」が「能組」という言葉とペアで出てきていることにも注目したい。「能番組に小さく書く」という意味が色濃く残っている用法で、本稿で仮に定めたルールでは「小書き」と記すべきものである。さらに、右の二例は、習事の名称と番組への小書きの仕方が違っていたという例でもある。

〈高砂〉の「作物有」は、見た目にすぐわかることの記録である。ただしそれは「真之脇能」という特別な演出の一つの要素の現れに過ぎず、演者の方には、「木陰のちりをかかふよ、く」。此所ニ、イロエノヨウナルコト有。シテ木陰ヲキヨメル形アリ」(ワキハ)次第ノ謡之内拍子一ツ有」(共に「金春家太鼓秘書」の注記等、さまざまな変更点に関する知識が必要となる。太鼓の場合は「地配りに変更はなく、常之通に出端を打ち出すが、その位は「常ヨリ引立」て、神舞は五段で、その位は「ス、ミハヤシ」という。

〔絵馬〕の番組に小書きされる「舞五段」も、目に見えるままの記録と言えよう。〔神楽〕の後、呂中干舞に直つてから五段だという注記である。習事の場合は「五段ノ舞」という名称だが、番組に小書きするときには「舞は五段である(あつた)」という注記になるわけである。習事の名前がそのまま番組にも小書きされることも多いが、こういう例は、なるほど能番組に小さく書くことが「小書き」なのだということを判らせてくれる。番組への「小書き」は、「舞は五段である」「作り物がある」と観客に知らせるための注記であり、役者同士が理解している習事の内実と完全に一致するわけではなかったのだろう。この点に関しては、現代でも同様で、すべての習事が番組上で「小書きされる」わけではない。たとえば〔葵上〕に「空之祈」の「小書」が付く時にはかならず「替装束」となり緋の長袴の装着胸に長髭の姿になるが、番組には「空之祈」とだけ書く。また、〔江口〕の小書「平調返」の場合も、「干之掛」の習事を含んでいても記さず「平調返」だけで済ませている。このような例について、稿者は漠然と、本来はたくさん「小書」があるのだけれど煩瑣になるので省略するようになったのだろうと理解していたが、右の『金春家太鼓秘書』の例などを見ると、そうではなく、はじめから能役者たちの把握している習事と、番組に記される「小書」には、ずれがあつたということなのだろう。

さらに言えば、番組に小書きする目的も現代の理解とは違ったのかもしれない。現代では、番組に「青柳之舞」「沢辺之舞」等、凝つた名称の「小書」がついていれば、観客の興味を惹く。特に洒落た名称でなくとも、たとえば「白頭」でも「クツロギ」でも、「小書」が付くことによる特別な感じが有効なのだろう。だが、触流しの役者が番組に小書きする目的が「將軍の気を引くため」とは考えがたい。むしろ、「今回はここを変更して上演します」あるいは「上演しました」という予告や報告としての意味が強かつたと思われる。当然、変更点は習事になり、その名前と番組上の小書き注記の名称が一致することも多かつただろうが、両者は必ずしも一致するとは限らなかつたのだろう。

【『諸流謡秘事書』の用例】

今回、江戸時代に記録された「小書」という名詞の例をもう一つ、鴻山文庫蔵『諸流謡秘事書』（五七10）に見いだした。同書の内題は「伝授事書上 触流手扣」で、「文化九申年十二月／御本丸西丸江御右筆衆ヲ以指出候」と書き添えられている。各流の伝授事だけでなく、そうした伝授事上演の際に組むことができる（あるいはできない）相手方流儀についても詳しく記した興味深い資料だが、「小書」の用例があるのは前半の、各流の伝授事の書上部分で、金剛流の分に「習事小書目録」と記されているのである。当該記事全体を左に掲げる。

習事小書目録 金剛太夫

高砂	流シ八頭	道明寺	笏拍子
絵馬	五段ノマイ	朝長	懺法
老松	紅梅殿	清経	披講
野ノ宮	合掌留	江口	平調返
井筒	段ノ序	熊野	三段ノマイ
松風	見留	楊貴妃	千ノ掛リ
野宮	千ノ掛リ	采女	千ノ掛リ
巻絹	真ノ五段神楽	三輪	神道
安宅	延年ノマイ	蟻通	真ノ働
絃上	楽入	融	遊曲ノマイ
海人	懐中ノマイ	鞍馬天狗	白頭

唐船 物着

是界 白頭

山婆 白頭

国栖 白頭

嵐山 白頭

氷室 白頭

舟弁慶 前後替ノ形(天保七申年六月上旬/有馬様ニテ始而勤之)

右は明らかに金剛流の習事の一覧であり、これを大夫が「習事小書」と呼んでいるのだとすれば、現代の「小書」と同じ用法がすでに文化年間には芽生えていたことになるが、これは本当だろうか。

本資料の他流分を見ると、金剛以外の・金春・宝生・喜多の各流が提出した書上の名称は、観世が「伝授目録」、金春が「伝授事目録」、宝生は「習之能小習之類」、喜多は「習事名寄・習有之能」となっている。観世と金春は習事リストを掲げた後に「一番習事」「一番習部」といった小見出しで(道成寺)や老女物等、一曲全部が伝授を受けねば舞えない能を別記し、宝生と喜多は逆に、冒頭に一曲全体が習いの能を列記した後「小習ノ部」「習有之能」として金剛流と同様の部分的な習事のリストを挙げる。四流の書式は微妙に異なるが、要するに、老女物など一番全体が習である能と、常の曲の中に部分的に入る習事(小習)との区別を設け、両方のリストを提出しているということである。それに対し、金剛流だけが、部分的な習事のみを取り上げ「習事小書目録」という特別の名称で届け出ていることになる。また、金剛流でも本資料前後の『諸流名寄秘書』(寛政七年。寛政十年に五流の習事を追記)や『天保九年諸流書上』では他流と同様、一曲全体が習いになる能と部分的な習事リストを分けて両者を記しており、天保の書上でその習事リスト部分について見出しは、他流と同じ「小習之部」である。さらにまた、本資料内においても、共演できる相手方流儀を列記する後半部では、他流と同様金剛流も「習事相手組」という見出しを用いている。つまり、右に掲げた「小書」の用法は、本資料の中でも、また金剛流の書上を歴史的に見ても、突出した唯一の「例外」なの

である。

もう一つ例外的な点がある。本資料に集められた書上のうち、金剛流の分には末尾に年記や署名がない。他の四流の場合は「右之通二御坐候 以上／文化九年申十月 宝生太夫」の如く、年記と太夫の署名が入っているのだが、金剛の分だけはこれがないのである。先にも述べたとおり、本資料は内題に「触流手扣」であることが明記されている。右に見たごとくさまざまに異例な点がある金剛流分の書上は、金剛大夫の提出した書上の正確な写しではなく、触流し役人により彼の親しんだ語彙によつて書き直された（あるいは書き抜かれた）ものなのではないだろうか。「習事小書」という他に例の無い呼称が触流し役人によるものであるならば、先に挙げた『金春流太鼓秘書』の用例が能番組に書かれる場合に限定されているらしかったこととも呼応している。他四流の大夫は「習事」「小習」等の語彙を用いているのに、触流し役人が書き直した金剛流の分だけに、能役者は（この段階ではまだ）なじんでいない「小書」という言葉が入り込んでしまった、というような事情を想定しておきたい。

『金春家太鼓秘書』の用例と『諸流謡秘事書』の用例、どちらも「小書」の使われ方について同じ方向を指し示している。江戸時代を通して能役者の側では習事・小習等の語を用いていても、能番組を書き留める「触流し」の役人周辺では、小書きする（「小さく書く」という通常の用法から生まれた「小書き」が通用し、そのように小さく書かれた替演出の注記を指すことも普通のことになっていったのだろう。我々が「表書き」「裏書き」の語で書く行為より小書かれた内容を意識するのと同じことと思われる。しかし、現代の「小書」が習事や替演出とほぼ同意語として用いられるのとは違い、それらはあくまで番組に書かれた場合の用語であり、「流儀の小習は三十種」というところを「小書は三十」と数えたり、「江口平調返の小書を伝授する」と言ったりはしなかったのではないだろうか。

そしてこのような状況は、明治維新後もそう急激には変わらなかつたと思われる。前稿にも引いた資料だが、明治

15年に観世清孝・梅若実・宝生九郎・喜多千代造后見松田亀太郎・金春廣成・金剛氏成・同泰一郎が宮内省に提出した『能楽諸家流能名寄』（鴻山文庫蔵）は、表紙に「御能御用掛青木行方／能楽諸家流能名寄／付習事小習噺子仕舞乱曲」とあることから判るように、江戸幕府時代の書上と同様の書式で、所演曲の他、一曲全体が習いになっている能や、現在の小書に相当する「小習」等についても報告している。ここでも「習事」や「小習」が用いられており、「小書」は使われていないのである。

三 明治初年の状況

それではいつから、現在のような「小書」の用法が広まったのだろうか。この点に関しては、前稿での推定を変える必要はないと考えている。すなわち、池内信嘉が明治35年創刊の雑誌『能楽』誌上で積極的に「小書」の語を用いて広めていったと考える。ただし前稿で『梅若実日記』には「小書名自体は頻出するものの、それらを「小書」と呼ぶ例は見つけられない」と述べたのは、調査不足故の誤りであった。同書には今のところ索引がなく、見つけた例を挙げるだけになってしまうが、後述する雑誌『能楽』の用例よりも早いものを二例掲げる。

『梅若実日記』の用例

一つ目は、明治15年6月20日の記事。先立つ5月22日に八番演ずるはずが急に半分の四番に変更になり「跡ハ近日被仰付候趣」という、その「半分御残りノ分へ 鞍馬天狗 望月」や噺子などを加えた番組が書き留められている。能の曲目は「知章・吉野静・鉄輪早鼓・石橋師資十二段ノ式・鞍馬天狗・望月」で、この記事に関する（挿入紙）の一枚に「むろん石橋シテサシ上哥ぬきテ宣。小書候故鉄之丞へ御伝言…」という記述が見える。ただしこれは、6月20日の詳しい番組が届きそこに「師資十二段ノ式」と小書きされているので、ともに獅子を舞う鏡之丞にも伝えた：

という文脈であり、前項で見た『金春家太鼓秘書』の「能組二舞五段ト小書有之時勤」（金剛流（絵馬））と同じ用法である。

それに対し、二つ目は現在の用法に近い。明治31年12月28日の記事に「三井八郎右衛門被参草紙洗能之稽古アリ。当年の謝儀拾五円、并二砵ノ能一札肴料金五円、外二忍辱舞、外二角田川ノ小書習一札肴料七円五十錢被送」とある。「小書習」は、（隅田川）の「小書」として番組に書き込む「彩色」や「鉦之音」の習いのことだろうか。江戸時代以来の「小習」と同じことなのか独自の用法なのか、他に例を見つけられず判断できない。たくさんの有力者を素人弟子として抱えた梅若実が免状料のことを述べる文脈で「小書」と習事（あるいは小習を融合したかのような名称を用いているのは興味深い）が、このような物言いがその後一般化した様子はない。

【鈴木芋兵衛（彦之進）の能評】

当時の雑誌や新聞に載った能楽関係記事や能評はどうだろうか。おおかたの様子は倉田喜弘編著『明治の能楽』（国立能楽堂）により概観することができ、当時の能にいかにか小書付上演が多かったかもよく判るが、それらの催しの告知記事にも能評にも「小書」の語は見いだせない。⁽⁵⁾ 前稿では例として、明治29年12月9日から16日にかけて読売新聞上に掲載された「能楽会式能評」のことに触れた。評者の「芋兵衛」は旧佐倉藩士の鈴木彦之進で、池内信嘉が「鯨麿（山本寅之助、名古屋の人は讀賣、浦人（廣田花月）は國民、樂天（上野己熊）は時事と定まつて連載されるやうになつた」（『能楽盛衰記』）と紹介した新聞誌上の能評家たちの一世代上にあたる。次に引くのは芋兵衛が亡くなった明治32年7月に讀賣新聞に載つた追悼記事である。

◎去五月の中句と覚ゆ。翁前田利邇、古市公威、飯田巽三氏の招待に応じ、疾を推して紅葉館に赴き能楽再興の相談に預りたる後、謡曲を謡ひ小鼓を敲ちたることありしが(a)、是れ恐くハ翁が最終の謡と鼓なりしならん。

○翁の謡は観世流なり旧藩の時仕込し咽なれば、決して今日新聞の謡曲家投票に競争する如き出来星一流にあら
ず(b)。翁會て社員に謡曲を学ばんことを勧め再三度教授せしことありしが、孰れも皆詩吟にて、とうてい藝
達の見込なしとて遂に断念せり。

○翁頗る能楽の再興を希望し、殊に笛、鼓、太鼓等囃方の名人が前後易實して其繼承者なきに至らんことを憂ひ、
数は能評に其意を漏せり。而て芝公園能楽堂の能狂言にて翁の意見を用ひて改良を加へしこと、又実に少からざ
りき(c)。

○能評の濫觴ハ、廿余年前重野成齋先生が我讀賣新聞に投書せられたるに在らんが、能評として劇評と並び称せ
らるゝに至らしめしもの、即ち全く翁の力なりとす(d)。

○然れとも今の新聞雑誌社の劇評家にして能評を能くするもの少く、又能楽ハ之を批評するに困難なる故、今日
能評ハ劇評の隆盛に及ばざるなり。況んや是より又翁の能評を見る可らざるに於てをや。

(ヨミダス歴史館「読売新聞」1899年7月10日朝刊2ページ)

自社で活躍した人物の追悼記事という性格上、割り引いて読む必要はあろうが、この記事からは、彼が能楽を深く愛
好し実技にも明るく(傍線 a・b)、またそれが他からも一目置かれ演能にも影響を与え(傍線 c)、深い知識によって
「能評」というジャンルを確立した(傍線 d)ことが判る。この芋兵衛こと鈴木彦之進が、生前「能楽会」の記念すべ
き第一回式能につき、徳川家時代のしきたりや翁・三番叟の故実、続く五番の能に求められる曲趣等の蘊蓄も披露し
つつ、演じられた能一番ずつに長大な評を書いたのだ。三番目に宝生九郎が舞った(葛城)についても約二千字を費や
しているが、この時の(葛城)は「大和舞」の「小書」付きだったらしい。「時事新報」が伝える予告番組(明治の能
楽)所収)には「小書」の記載はないが、芋兵衛の「扱宝生流にて此の大和舞と来は喧しきものなるべく…。大和舞

といふに付きては替の形にて総てが重く、拍子所も三つに二つは踏まざりしなり」という口ぶりからは、当日の番組には「大和舞」が小書きされていたか、少なくともどこかで「葛城は大和舞という替演出」という説明が為されていたと考えられる。その具体的な演出についても、芋兵衛は左記のごとく、詳しく記録している。

並の能ならば舞は序の舞なる処を大和舞となるからの一大事にして、観世流にて大和舞の時は雪山の作物を出す
とやら聞けど予曾て見し事なく、宝生のは別に作物なし。：扱此の大和舞に就き嘸かし六ヶ敷く困難なるべきは
離子にて、一噌氏の笛は何だか双調の音取の様なものを吹いて居る。石井、大倉両氏の鼓は何だか祝詞の様な
のを打て居て、我々には其の乗りの間が少しも分らず。其処で主動の大鼓方を誰かと見れば、：此の大鼓の乗り
が又不思議にて、おもなや、の高刻みが上つたかと思れば其の撥いつまでも下りず、延ら平坦に進むさへ奇なる
に、明ぬ先に、の処から右手の片撥を遣ひ出せるは這は丹も如何に。片撥は観世左吉流の蒔法なれば：

〔明治の能楽(二)より〕

何かが「無かった」ことの証明は難しいが、少なくとも芋兵衛ほど実技に明るい評者が、「双調の音取」「ノット」
「高刻み」「片撥」等の専門用語を用いながら「大和舞」の「小書」演出について詳述する中で、ただの一度も「小
書」という語を用いないということには注意すべきだろう。明治期の能評に「小書」という語が見いだせないのは、
評者が「小書」演出に触れない(触れる習慣がない)からというわけではないのである。

【雑誌『能楽』の用例】

こうした中で、突然爆発的に「小書」の用例を多く示すのが雑誌『能楽』である。雑誌『能楽』のデータベース
(早稲田大学演劇博物館デジタルアーカイブコレクション)で「小書」を検索すると、明治36年以降の用例が多数出て

くる。実際、同誌では明治37年の第2巻6号に観世清廉の「小書の話」を開始、

能に小書の多きは観世流に如くはなし、小書といふことは、各流共に習物として重ぜらるれ共：

という編集者の前書きの後、

小書ですか、小書は随分数々ありますよ、書とめたものもありますが、数々に分れて居ますから、今と申すことに参りません、お急ぎですか、困りましたな：

という調子で始まる清廉の談話という形で、順に小書の簡単な解説がされていく。「小書の話」は四回続くが、同誌はその後、他流の家元にも同様の話を聞くほか、能評・曲目解説・論説等さまざまな記事の中で「小書」の語を多用していくのである。

そうした記事の一部はデータベースの検索で見ることができているが、実は検索にかからない記事の中にも「小書」の用例は多くある。ここでは検索結果の初例より一年早い明治35年の用例を見てみることにしよう。一つ目は、読者の質問コーナーである。第1巻3号には「清経に恋音取と云ふ習事あり如何なる事に候や」という質問が載り、翌4号にはそれへの回答として、他の読者からの

清経恋の音取はシテと笛との関係にて観世にては恋の音取金春宝生は単に音取金剛にては披講音取と小書をなし枕や恋をさますらんの跡に此習あり：

という説明が掲載される。この例は江戸時代以来の伝統的な用法に通ずるもので、小書の実体については質問者も回答者も「習事」「習」と呼んでおり、一方「小書をなす」は、番組に書く書き方についての言及である。一般の愛好者はきわめて普通の使い方をしていたのだ。

同じく明治35年11月の5号には「羽衣叢談」という記事があり、各流の家元や重鎮が、これまた姿の見えない尋ね

手に向かつて答えるようなスタイルで、(羽衣)について語っている。少し長くなるが、各流の家元たちの談話のうち、演出に関する部分を左に抄出する。

○宝生九郎 流儀では盤渉と云ふ小書のある替の形があります、舞が盤渉になるのは無論であり、抜差もあり、緩急もあり、形にも変化あり、切は脇止めになります、……脇の方とも申合せが出来て居り、脇方では何にと申して可なり重き習ひとなつて居ます。

○観世清廉 和合の舞と申すは御承知の通り序の舞と破の舞を合せ折衷したもので、二つの舞の和合と云ふ所より名けた(ママ)もので、是れは度々出て能く人も知つて居ますが、まだ外に彩色と申て替の形があります、是れは第一クリより曲が抜てしまい、東遊の駿河舞と云ふ此次第の所にて一種の働があり、南無婦命月天子となり、切りは同じく脇止めとなります、此彩色を弟子家で勤める時には、働でなくて舞が入るのです、装束は何れの形でも変りはありません…

○桜間伴馬 今春流は余り小書の無い流儀ですが、羽衣には替の形と云ふがあります、確か二年程前であつたと思ひます、私が能楽堂で勤めたことがあります、序の舞が代りて其跡が直に東遊の数々となるのです、切りは脇止めとなつて仕手は幕の内では止めます、装束に別に変りはありませんが、天冠へ牡丹の造花を付けることがあります

○寺田左門治 金剛流にては羽衣に盤渉と云ふがあります、斯くなりますと舞の笛が盤渉調となつて三段になり、舞のあとが直に東遊の数々となります、又作物を出さずに長絹を橋掛の一の松へ掛けます…

○紀喜真 家元が居らるれば何かお話もあります、目下旅行中ですから私が知つて居ることの大略をお話しませう、…替之形と申て別に習ひと云ふ程でもありませんが、通常人はやらぬことになつて居る形に舞込み

と云ふがあります、此舞ひ込みと云ふのは、他の流儀には霞がくれとか称して居るかとも思ひますが、切の国土に是を施し給ふと云ふ所から小廻りして橋掛に行き、愛鷹山や富士の高根と云ふ所にて橋掛より見る様になり、霞にまぎれて失にけりと袖をかづきたるまゝ、小廻りして幕に入り幕内で止めますが、：

○宝生金五郎 仕手の方で替の形になりますとたいいは舞ひ込みとか何とか申て早く幕の内へ入りますから、其時は脇止めとなり、仕手柱の所まで進みて見送る形があり、脇止めと成と小習と申て元は弟子家のものにはさせなんだものですが、今はそふも参りません

これらはみなインタビュー記事という体裁で、特にその枠組みの部分には編者の手が多く入っていることは想像に難くない。「羽衣叢談」と題されているが、右の役者たちは(羽衣)について自由に話しているのではないし、一曲の冒頭から順を追っているわけでもない。だが、そうした状況で彼らが見な(羽衣)の替演出について話しているのは注目に値する。それは、聞き手がそういう形で尋ねたからだろうし、その姿の見えない聞き手は、もちろん池内信嘉だろう(さらに言えば、この設定自体がフィクションで、各人に流儀の替演出を書き出してもらった可能性もある)。宝生九郎と桜間伴馬は「小書」の語を用いているが、むしろ、このような枠組みで尋ねてこの二人だけしか「小書」という言葉を口にせず、ほぼ全員が「替の形」と言っていることに留意したい。宝生九郎の「盤渉と云ふ小書のある替の形」という言い方やその後にくく説明も、先に見た江戸時代の例のごとく、番組に小書きされる名称と実際に演じられる替演出の習いとが微妙に異なることを示しているように思われる。ここに挙げた役者たち(観世清廉自身も含めて)の談話は、2年後の清廉の「小書ですか、小書は随分数々ありますよ…」とは大きく異なっている。そしてこれは、清廉が変わったのではなくて、質問し書き留める池内信嘉が変わったのではないだろうか。明治35年の段

階では、池内も「羽衣の小書について…」ではなく「羽衣の替の形について…」と質問したのかもしれない。あるいは「小書について…」と質問しても「流儀の替の形は…」という答えが返ってきたのでそのまま使ったのかもしれない。だがどちらの場合であっても、35年の「羽衣叢談」と37年の「小書の話」では明らかに差があり、37年の場合、「小書の話」というタイトルにも前書きにも、「小書ですか…」というわざとらしい清談の始まり方にも、「小書」という語を広めようという強い意思が感じられる。事実、この後『能楽』誌上ではあらゆる記事の中で「小書」が多用されていくことになるのである。これに関し前稿では、免状を出したり伝授を受けたりする役者の立場での「習事」という言い方ではなく、観客として能の演出のバリエーションを受け止め理解する際にふさわしい言い方として、池内は「小書」という呼称を広めようとしたのではないかと推測したが、雑誌の記事を書く際に「替の形」よりも「小書」の方が文字数も少なくコンパクトで便利だったというような実用的な理由もあったかもしれない、今は考えている。だがいずれにせよ、番組を離れ具体的な演出の内実を語る文脈での「小書(≡習の替演出)」という現代的な用法を急速かつ強力に広めたのは、池内信嘉と雑誌『能楽』にほぼ間違いのないのではないだろうか。

以上、「小書」という語をめぐる雑多な考察を連ねてきた。「小書(き)」という用語自体は文化・文政期頃から資料に見えること、だがそれは番組に関わる文脈や「触流し」の役人周辺で用いられるもので、小さく書くという本来の意味が強く残る用例であること、能役者は習事を小書とは呼んでいなかったこと、番組中に小書きされる情報もその書式も現在の「小書」とは必ずしも一致しないこと、習事の目録は出揃っていてもそれらが常にすべて番組に小書きされるわけでもなかったこと、現在我々が用いている、「習いの替演出」という意味の「小書」の語を一気に広めたのは池内信嘉と雑誌『能楽』であるらしいこと等である。

本稿では触れる余裕がなかったが、番組上の注記という点に関しては「触流し御能組」の後半に見える演出注記や役者の情報を無視することはできないだろう。特に幕末に向かって詳細になっていくこれらの注記については表章氏による調査・翻刻を表きよし氏が引き継ぎ、本誌38号に掲載されている。舞事や登場・退場の囃子事の段を省略したり、謡の一部を抜いたりして時間短縮をする工夫などは、現在の演出に直結する非常に興味深い問題でもあり、稿を改めて検討したいと考えている。

注

- (1) 「丹後細川能番組」には天正二三年の〈狸々乱〉の例があるが、これは「狸々乱」という一つの曲名として拳がっている。
- (2) 「草稿本」では少進が乱を舞ったことになっている。
- (3) 中司由起子「秋田城介型付」におけるタイハイ(『鏡仙』620)は、現在の左右のような型を秋田城介やその師匠である下間少進がタイハイと呼んでいることを指摘している。
- (4) 文禄元年正月二五日の(卒都婆小町)は、「法印」の名の下方右側に「大西川」「小鼓五郎次郎」と、大小鼓の役者名を注記する。同年四月一五日の番組では、本文で触れた(井筒)のほか(関寺小町・道成寺・二人静)の三曲にも注記があり、(関寺小町)と(道成寺)ではそれぞれ、シテの「法印」の下に二行書きで大小鼓の役者名を、(二人静)では同じく「法印」の下に「連／春日大夫」と書き加えている。『留帳』の囃子方名注記は多くの場合大鼓を右、小鼓を左に書いているが、この(道成寺)の場合は小鼓の観世又次郎が右である。演出上重要な乱拍子を打つ小鼓方の名を先に(右に)書いたというところだろう。書式がまだ確定していなくても、書き留めるべき重要な情報というのは決まっていたことが見て取れる。「老女物」を重く扱う意識は他所でも見ることができているが、それだけではなく、重い習いの能は囃子方の役割も重要なのだという意識も現れている。

(5) 明治33年「東京日々新聞」に載った「能界独語」(10月から12月の全17回で中断)が唯一の例外で、梅若の別会追善能を取り上げた記事の中で二度、「小書」の語を用いていること、この評者が池内信嘉自身と思われることは、前稿(『鏡仙』649号)で述べた通りである。

(6) 当日の記事は「謡ふ物」。「継承者」の誤植である旨の、翌日の訂正記事による。